

愛知県環境影響評価審査会一宮西港道路部会 会議録

1 日時 2025 年 9 月 30 日（月）午前 10 時から午前 10 時 35 分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 議事

（1）部会長の選任について

（2）一宮西港道路計画段階環境配慮書について

4 出席者

（1）委員

神谷部会長、佐野委員、塚田委員

【オンライン出席】

岡村委員、小野委員、北村委員、須山委員、廣岡委員

（以上 8 名）

（2）事務局

環境局：平野技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、高橋担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、渥美主査、林主査

（以上 7 名）

（3）事業予定者等

5 名

5 傍聴人

1 名

6 会議内容

（1）開会

（2）議事

ア 部会長の選任について

- ・ 資料 1 について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、神谷委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、神谷部会長が岡村委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、神谷部会長が塚田委員と廣岡委員を指名した。

イ 一宮西港道路計画段階環境配慮書について

- ・ 資料 2、資料 3 について、事務局から説明があった。
- ・ 資料 4 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【塚田委員】審査会で木曽岬干拓地に生息するチュウヒが周辺の水田などを餌場とするなど、周辺の環境も利用していることを指摘したが、この趣旨を部会報告案から読み取ることが難しいので、文言を追加できないか。

【事務局】修正案として、「事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する」とし、木曽岬干拓地や弥富野鳥園だけで生息しているわけではなく、そこを中心に広い行動圏で利用しており、「多様な生物の生息・生育環境である水田等」に繋げる形としてはどうか。

【塚田委員】その修正で問題ない。

【神谷部会長】追加の意見はないようなので、塚田委員の意見を踏まえて修正した部会報告案を部会報告としてよいか。異議がある場合は、意見をお願いしたい。

(委員から意見等なし)

【神谷部会長】それでは、この修正を加えたものを部会報告として、次回の審査会で報告する。

- ・ 資料４の「一宮西港道路計画段階環境配慮書についての部会報告（案）」について、３の「事業実施想定区域及びその周辺にはチュウヒ等の重要な種が生息する木曽岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており」を、「事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する木曽岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており」に修正した上で、部会報告とすることです承された。

(３) 閉会